

平成25年第5回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成25年5月27日（月） 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市教育委員会庁舎 会議室
3. 会議録署名人 教育委員 井上 明美
4. 出席者 教育委員 5名
 事務局 13名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題（議事） 以下のとおり
7. 会議の概要
 - (1) 開 会
 中庭委員長 午後1時56分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
 中庭委員長 井上委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
 飯島教育長 教育長事務報告をする。
 中庭委員長 事務報告についての質疑を問う。
 各委員 （質疑なし）
 中庭委員長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (4) 議 事
 中庭委員長 報告第7号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局より説明を求める。
 事務局 原案に基づいて説明をする。
 中庭委員長 質疑を問う。
 各委員 （異議なしの声）
 中庭委員長 異議なしと認め、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認する。
 中庭委員長 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局より説明を求める。
 事務局 原案に基づいて説明をする。

中庭委員長 各委員	質疑を問う。 (異議なしの声)
中庭委員長	異議なしと認め、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認する。
中庭委員長	報告第9号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局より説明を求める。
事務局	原案に基づいて説明をする。
中庭委員長 各委員	質疑を問う。 (異議なしの声)
中庭委員長	異議なしと認め、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認する。
中庭委員長	議案第17号 笠間市結核対策委員会設置要綱の廃止についてを上程し、事務局より説明を求める。
事務局	原案に基づいて説明をする。
中庭委員長 各委員	質疑を問う。 (異議なしの声)
中庭委員長	異議なしと認め、議案第17号 笠間市結核対策委員会設置要綱の廃止については、原案のとおり可決する。
中庭委員長	議案第18号 笠間城跡調査指導委員会設置要綱についてを上程し、事務局より説明を求める。
事務局	原案に基づいて説明をする。
中庭委員長 各委員	質疑を問う。 (異議なしの声)
中庭委員長	異議なしと認め、議案第18号 笠間城跡調査指導委員会設置要綱については、原案のとおり可決する。
中庭委員長	議案第19号 笠間市立小中学校統合準備委員会設置要綱についてを上程し、事務局より説明を求める。
事務局	原案に基づいて説明をする。
中庭委員長 平澤委員	質疑を問う。 要綱第1条の規定で統合となる学校種ごとに設置するとありますけれども、例えば東小は東小で準備委員会を作るといいますか。
事務局	いえ、違います。学校種ごとなので、小学校ごとにということであり、笠間小・東小・佐城小・箱田小で1つの準備委員会となります。
平澤委員	それで40人以内ということですか。
事務局	そうです。それと中学校につきましては、笠間中・東中で1つの準備委員会となります。
平澤委員	小学校の方は、笠間小学校も入って全部で4つということですね。
事務局	はい、そうです。
井上委員	要綱第3条の保護者代表・学校職員・地域住民代表の人数的な割合はどのようなになっているのでしょうか。

事務局 現時点では、全ての学校で1校ずつ保護者の代表が3名、学校関係の職員については各学校2名というふうに考えております。その中で別に色々と学校の先生方に対する内部での検討委員会も組織してくるようになってくるのではないかと思いますので、実際に学校からの準備委員会の代表としては2名になります。それと地域を代表しましては、学校所在地の区長が1名と全体的な学校区内の区長が1名ということで、各学校2名ずつということで考えています。

井上委員 委員の人数は今のところ何名ぐらいになる予定ですか。

事務局 小学校で29名、中学校で14名程度になる予定です。また、任期については、統合の日までとなっております。

平澤委員 準備委員会の中で検討する内容や問題などについては、具体的にしっかりとやっていかないと保護者の方は不安を持ちますから、よく要望を聞いて検討しながら進めていただきたいと思います。

中庭委員長 各委員 それでは、原案のとおり可決することに異議はございませんか。
(異議なしの声)

中庭委員長 異議なしと認め、議案第19号 笠間市立小中学校統合準備委員会設置要綱については、原案のとおり可決する。

中庭委員長 議案第20号 平成25年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについてを上程し、事務局より説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

中庭委員長 質疑を問う。

各委員 (異議なしの声)

中庭委員長 異議なしと認め、議案第20号 平成25年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについては、原案のとおり可決する。

中庭委員長 次に議案第21号ですが、本案は特定の個人が識別される事案でありますので、笠間市教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

中庭委員長 異議なしと認め、議案第21号については、非公開といたします。

(非公開)

中庭委員長 異議なしと認め、議案第21号 就学援助費支給却下処分に対する審査請求に係る裁決については、審査請求を棄却しました。

(5) そ の 他 なし

(6) 閉 会

中庭委員長 午後3時17分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第7号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第9号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第17号	笠間市結核対策委員会設置要綱の廃止について	可決
議案第18号	笠間城跡調査指導委員会設置要綱について	可決
議案第19号	笠間市立小中学校統合準備委員会設置要綱について	可決
議案第20号	平成25年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決
議案第21号	就学援助費支給却下処分に対する審査請求に係る裁決について	棄却